

## 化学肥料低減定着対策事業の ごあんない（第5期公募）

国は、肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料2割削減に向けた取り組みメニューの定着に向けた地域の取組を支援する事業を実施します。本町の第5期公募における取組内容については、下記のとおりです

詳しくは、別紙地域計画書【取組個票】を御覧ください

給付額

堆肥の散布を行う事業者が、町内の農業者の圃場に堆肥の運搬・散布を行う契約を締結した場合、又は、地域の農業者が組織する団体が、堆肥の散布を行う事業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援します。

（堆肥の運搬・散布に要した経費について、4,000円/t以内の支援金を給付します。）

※ 申請額が予算額に達した場合は、事業者ごとの堆肥の運搬・散布数量に応じて、案分した金額を交付します。

対象

令和5（2023）年6月1日から令和6（2024）年3月末日までに堆肥の運搬・散布を行うものが対象となります。（令和6年1月末日までに堆肥の散布契約を締結しているものに限る）

### 申請の方法

支援金の申請は、堆肥を運搬・散布した事業者や地域の農業者が組織する団体が、顧客リスト、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書）等を添えて、令和6年2月16日（金）までに芽室町農業再生協議会に行っていただきます。

### 支援金の流れ

北海道肥料コスト低減体系  
緊急転換事業推進協議会

芽室町  
農業再生協議会

農協・事業者

農業者等

芽室町農業再生協議会（事務局：農林課農業振興係）

TEL 62-9725 Mail n-nougyou@memuro.net